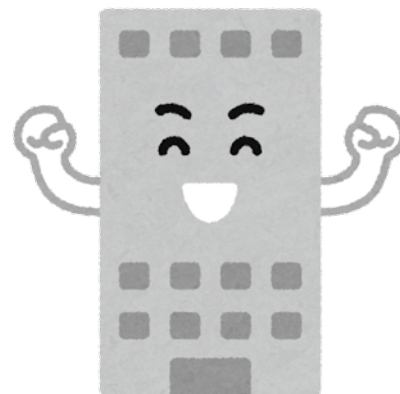




新型コロナウイルスの影響を受けた事業者へ 『大山町事業継続支援交付金』の売上減少対象月を今年12月まで延長しました

- 【目的】** 本年の売上減少が前年対比20%から50%未満であり、国の持続化給付金の対象とならない事業者に対して、事業継続支援を目的として交付します。
- 【変更月】** (改正前) 令和2年3月～5月 ⇒ (改正後) 令和2年3月～12月
- 【給付額】** 10万円(上限) <計算式> 前年の総売上－本年の売上見込み
- 【対象者】** 大山町内に事業所を有する中小企業者(法人・団体・個人事業主)
町内に住所を有する個人事業主(一次産業除く)
- 【要件】** 下記の2つを満たすこと。
- ① 令和2年3～12月に、ひと月の売上が前年同月比20%以上50%未満減少した月があること。
 - ② 令和2年1月～申請前月までに前年同月比50%以上減少した月が無いこと。(該当する月があれば国の持続化給付金制度が申請可能)
- 【その他】** 創業特例(2019年1月から2020年3月創業)、季節性収入特例(2019年3月から12月までの連続した3か月の売上高が年間売上高の50%を超える場合)については、国の持続化給付金の特例に準じて算定します。



※大山町事業継続支援交付金以外にも下記の補助金があります。

事業名	事業内容	対象者
感染症対策雇用体制整備補助金	就業規則の整備や雇用調整助成金の申請を専門家に依頼する経費を助成【補助率2/3、上限10万円】	大山町内事業者
事業所内感染症対策補助金	感染予防・拡大防止を行う経費支援(県補助併用可能)【補助率10/10、上限10万円】	大山町内事業者
販路拡大支援補助金	販路拡大・非対面販売等の取組支援(県補助併用可能)【補助率10/10、上限20万円】	大山町内事業者
飲食店等緊急支援補助金	デリバリー等の取組支援(県補助併用可能)【補助率10/10、上限5万円】	大山町内飲食店等
宿泊事業継続支援交付金	国の持続化給付金だけでは事業継続が難しい事業者を支援【旅館ホテル：上限100万円、簡易宿所：上限50万円】	大山町内宿泊事業者

【申請期限】 令和3年1月29日 詳しくは大山町HPをご覧ください。

【申請・問い合わせ先】 企画課 ☎0859-54-5202